

## 中小企業経営強化法証明書発行依頼書

次のとおり、下記ご確認事項の内容を承認の上、中小企業等経営強化法「即時償却又は税額控除」の設備機証明書の発行を依頼します。

貴社名			
ご担当部署名			
フリガナ			
ご担当者様氏名	印		
TEL		FAX	
申請機種名			
申請台数	台		
設備設置年月	令和	年	月（将来の場合には予定）
設備設置場所	(事業所名)		
	(所在地)〒		
証明書送付先 ※設置場所と送付先が異なる場合、ご記入下さい。	(事業所名)		
	(所在地)〒		
	(TEL)		
	(受取人様 部署名・お名前)		
税務申告年月日	令和	年	月 日(予定)

<ご確認事項> 証明書発行のご依頼は、次の内容についてご確認をお願いします。

- ① 中小企業経営強化法「経営力向上計画」は、資本金1億円以下の会社、個人事業主様に適用されます。かつ事業の用に供した設備について適用されます。
- ② 証明書発行には手数料、送料の実費をご負担頂きます。
- ③ 資産台帳の項目と証明書の記載が一致するように税理士様等とご相談をお願いします。  
※プリンタの場合、下記の内容で証明書が発行になります。  
設備の種類 : 機械装置  
設備の用途又は細目 : 印刷業又は印刷関連業用設備  
設備の名称:産業用デジタル印刷機  
※CF3シリーズの場合、設備の用途又は細目はユーザー様より指定となります。  
設備の種類 : 機械装置  
設備の用途又は細目 : お客様の資産台帳に従って記載  
設備の名称:カッティングマシン  
※CF2シリーズにつきましてはご相談下さい。
- ④ 1台又は1基の取得価格が160万円以上の機械及び装置であること(新品)。  
(10年以内)旧モデル比生産性が年平均1%以上向上するもの。
- ⑤ 証明書の発行は、中小企業経営強化税制の適用を保証するものではありません。  
同税制の適用の可否については、税理士様等とご相談をお願いします。

—お問い合わせ/FAXは、営業担当または最寄りの営業所へお願い致します。—

東京支社 TEL:03-5420-8680 FAX:03-5420-8686  
JPデモセンター TEL:03-6371-2822 FAX:03-6371-2823  
大阪支店 TEL:06-6388-8258 FAX:06-6388-8265  
札幌営業所 TEL:011-200-5500 FAX:011-200-5510  
仙台営業所 TEL:022-352-5333 FAX:022-282-7271  
北関東営業所 TEL:028-346-2802 FAX:028-346-2803  
さいたま営業所 TEL:048-615-0110 FAX:048-615-0114  
長野営業所 TEL:0268-64-2377 FAX:0268-64-2399  
西東京営業所 TEL:042-649-3877 FAX:042-645-2111

横浜営業所 TEL:045-478-0211 FAX:045-478-0225  
名古屋営業所 TEL:052-807-7501 FAX:052-807-7502  
京都営業所 TEL:075-693-8960 FAX:075-693-8965  
金沢営業所 TEL:076-222-5380 FAX:076-222-5381  
神戸営業所 TEL:078-291-5598 FAX:078-291-5599  
広島営業所 TEL:082-873-8500 FAX:082-873-8503  
四国営業所 TEL:087-814-9901 FAX:087-814-9902  
福岡営業所 TEL:092-612-1355 FAX:092-612-1356